

# 令和4年三重県議会定例会

## 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 提出資料

### 目次

#### ◎議案事項

- 1 議案第106号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について . . . . . 1

令和4年9月21日  
総 務 部

議案第106号

1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 要旨

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律(以下法といいます)の一部改正等に鑑み、育児休業の取得回数の制限を緩和する等の改正を行います。

2 改正概要

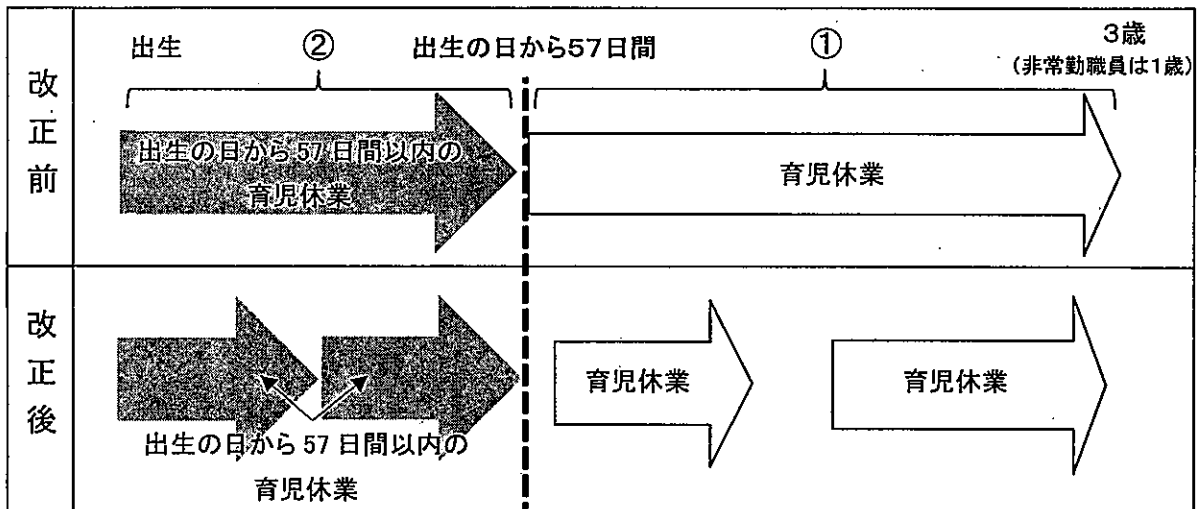
(1) 育児休業の取得回数制限の緩和

<法改正概要>

- ①の育児休業期間における育児休業の取得回数を原則1回から原則2回までに、改正する。
- ②の育児休業期間における育児休業の取得回数を1回から2回までに改正する。  
なお、②の育児休業期間は条例で定める。

<条例改正概要>

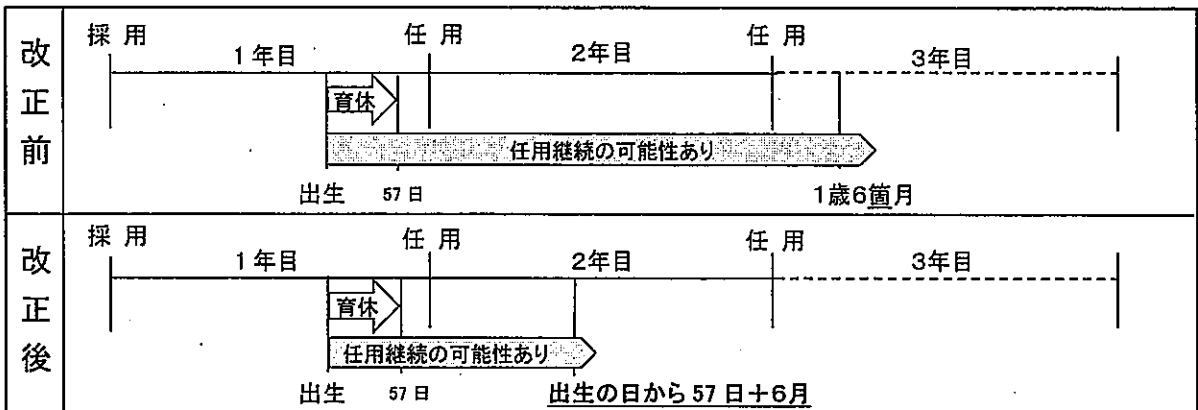
- ②の育児休業の期間を「子の出生の日から57日間(誕生日+産後8週間)」と定める。



(2) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和

<条例改正概要>

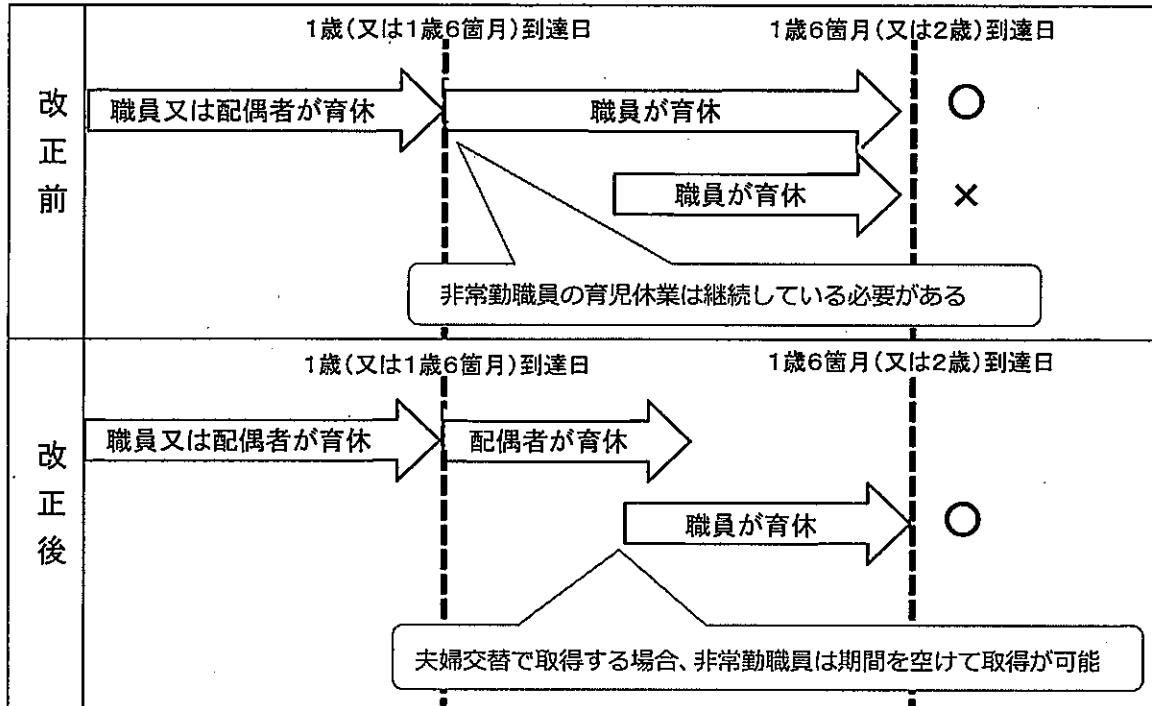
非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得する場合において、必要とされる任用継続の可能性の要件を、「子が1歳6箇月に達する日まで」から、「子の出生の日から起算して57日と6月を経過する日まで」に緩和する。



(3)非常勤職員の育児休業取得の柔軟化

<条例改正概要>

非常勤職員が子の1歳以降に、保育所を利用できない等の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交替での取得を可能にする等、育児休業を柔軟に取得できるようにする。



3 施行日

令和4年 10月1日